

第1章 ～社会保障制度 社会保障って何だろう？～

看護師国家試験出題基準にある「社会保障制度と生活者の健康」の項目について、学習していきましょう。まずは、社会保障制度について考えてみたいと思います。皆さんは社会保障について、どんなイメージを持っていますか？たとえば、生活に困っている人に対して、国や地方自治体（都道府県・市区町村）などがお金やサービスなどの支援をする制度をイメージする人もいます。

でも、何で生活に困った人を国・地方自治体が助けないといけないのでしょうか？困っているのだから当たり前でしょうか？



その人を助けるためにはお金がかかります（生活保護をイメージするとわかりやすいかもしれませんが）。困った人を助けるために国・地方自治体のお金（税金）を使うことがなぜ許されるのでしょうか？

年金も社会保障制度の中の1つです（家族の中に年金をもらっている人もいるかも知れませんが）。では、なぜ年金がもらえるのでしょうか？そもそも、なぜ国はこのような制度を作ったのでしょうか？

そのほか、保険証を使うと医療費負担が少なくなる医療保険に関する制度や介護保険、高齢者や障害者に対する福祉サービス、伝染病予防など、さまざまな取り組みを国・地方自治体は行っています。これらは全て社会保障制度の中に含まれていて、私たちの暮らしを支える重要なものとなっています。でも、なぜ国等はこれらの制度の取り組みを行わなければならないのでしょうか？正面から聞かれると答えることが難しいですね。

実は、ここにはとても難しい問題があります。歴史をさかのぼって国の役割とはそもそも何なのか？を考えなければ答えることはできません。

でも安心してください。そんなに難しい問題は試験には出題されません。それでも皆さんには、なぜ社会保障に関する制度があるのかを考えて欲しいと思っています。

現在,行われている社会保障制度改革(「社会保障と税の一体改革」)では,将来の社会保障制度について話し合われています。その中では,少子高齢化を含めたさまざまな問題が現在の社会保障制度の問題として取り上げられています。社会保障制度を考えることは試験に合格するためだけでなく,皆さん一人一人の将来にとって本当に重要な問題です。

1. 社会保障制度について

まずは現在の社会保障制度について簡単に押さえておきましょう。現在,行われている社会保障制度は戦後にできた日本国憲法,特に,その中の25条に基づいて行われているものです。

日本国憲法第25条

第1項 すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項 国は,すべての生活部面について,社会福祉,社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

皆さんは小中学生のとき,憲法を勉強したと思います。憲法25条は生存権を定めた規定であることや「健康で文化的な最低限度の生活」という言葉を公民で習ったかもしれませんね。

「健康で文化的な最低限度の生活」の詳しい中身が何かは問題となりますが,この25条から「国民は健康で文化的な生活を営む権利」があることを理解しましょう。そして,国は社会福祉や社会保障,公衆衛生の向上や増進のためにさまざまなことを行わなければならない義務があるのです。憲法とは,国家が守るべきことを決めている最高法規だからです。この憲法25条に基づいて国が実践している制度が社会保障です。

社会保障制度は,冒頭で記載した年金,医療保険などの「社会保険」や高齢者などに対する各種福祉サービスを行う「社会福祉」,生活保護を行う「公的扶助」,伝染病予防,老人保健,母子保健などを行う「公衆衛生」の4つの制度に分類されています。これらは全て社会保障制度の中に含まれています(詳しくは参考文献参照)。上記に挙げた内容からも,社会保障制度は私たちの暮らしを支える「安心」,「安定」のための制度ということができますね。それではこれから社会保障制度について,1つずつ個別に学習していきましょう。

2. 社会保険制度とは何だろう?

まずは社会保障制度の中の社会保険制度を確認してみましょう。社会保険制度は,何かと話題の年金に関する制度,お医者さんにかかるときに使う保険証に関連する医療保険の制度,最近では街中でも多く見かける介護事業所などに関係する介護保険の制度など,聞けば皆さんも身近に感じられるかもしれませんね。

社会保険とは,病気,けが,出産,死亡,老齢,障害,失業など生活の困難をもたらすいろいろな事故(これを保険事故といいます)にあった場合に一定の給付を行い,生活の安定を図ることを目的とした保険です。その仕組みが社会保険制度です。簡単にいうと,国や地方自治体などが保

保険料や税金を徴収し、万一のことがあった場合にサポートする制度が社会保険制度です。この制度により、たとえば医療保険によって病気やけがをした場合に高額な医療費負担を心配することなく安心して医療サービスを受けることができます。また、年金保険のおかげで老齢・障害・死亡等によって働いて稼ぐことができなくなった場合、年金により一定の給付を得られます。そして、年をとって介護が必要になったときに介護保険を使って介護サービス費用の負担を少なくすることができます。

このようなことから、社会保険は私たち社会の一人一人が少しずつ保険料や税金を負担して、困ったときのために使うという、私たちの暮らしを支える「安心」、「安定」のための制度だといえます。

社会保険には、上記で述べた医療保険、年金保険、介護保険だけでなく、雇用されている人が失業したときのための雇用保険、労働によって災害にあったときのための労働者災害補償制度（労災保険）という、5つの制度があります。まずは社会保険から順に学習しましょう。

▶ 保険について

今から各種の社会保険制度を学習する前に、皆さんに知っておいてもらいたいことがあります。それは保険とはそもそもどんな制度なのかということです。このことを知ると、これから学ぶ保険についての理解が楽になります。皆さんも是非、保険についての知識を頭に入れて、介護保険、医療保険などの保険制度を考えてください。

保険とは、わかりやすくいえばみんなで少しずつお金（保険料といいますが）を出し合って、万一の場合にそのお金から援助したり、そのお金でさまざまなサービスを受けられるようにしたりして困らないようにしようという制度です。医療保険でいえば、皆が保険料を出し合うことで、病気にかかったときに発生する医療費の全額ではなく一定の負担で済むため、いざというときに安心できます。

また保険については、民間の保険との違いも知っておいてください。民間の保険であれば、個人が自分の意思で加入するかしないかを決定することができます。しかし、皆さんがこれから習う医療保険、年金保険、介護保険などは社会保険です。社会保険の場合には、強制的に加入させられている（加入しなければならない）制度です（国民皆保険、国民皆年金です。詳しくは後述します）。お金（保険料）も強制的に取られます。

そうすると、安心してばかりはいられません。皆さんも気になりますよね？社会保険の仕組みがどうなっているのか？すなわち、①誰がその保険を運営しているのか？（誰が集めたお金を管理し、いざというときのためにしっかり手続をしてくれるのか？）②その保険に加入しているのは誰なのか？いざというときその保険からサービスを受けられる人は誰で、どのような場合なのか？③保険に加入しているとしていくら支払えばいいのか？（強制加入であれば気になりますよね）④どのようなサービスを受けられるのか（現金？それともその他のサービスなのか？）が問題となります。

社会保険を考えると、これらが大変重要となります。具体的には、①の保険を運営しているところを保険者、②の保険に加入している人を被保険者、③の支払金額を保険料、④の保険によって受けるサービスを保険給付といいます。

これから保険を勉強する際、このことに注意して勉強をすると、わかりやすく覚えやすいです。是非、注意しながら勉強してください。

(1) 医療保険制度

1) 医療保険とは

簡単にいうと、全ての国民が医療サービスを一定の負担で受けられる機会を保障するために作られた制度です。皆さんが治療を受けたときに病院の窓口で3割の負担で済むのもこの制度のおかげです。さあ、詳しく学んでいきましょう。

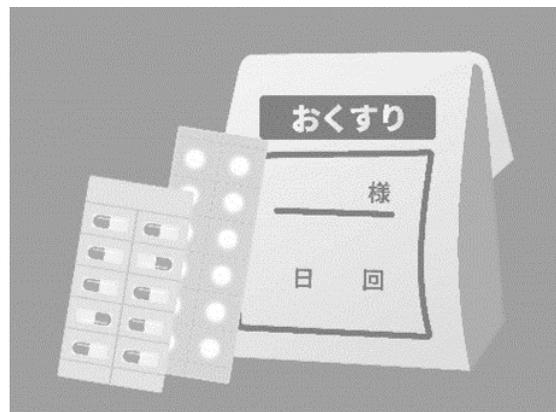
2) 医療保険制度の概略

さて、この医療保険ですが、なぜ病院で治療を受けた場合には窓口負担が3割(2割, 1割の場合もあります。しっかり覚えてくださいね)で済むのかその仕組みはご存知でしょうか?先に述べました社会保険を考えると、大事だといった4つ {①保険を運営しているところ(保険者), ②保険に加入している人(被保険者), ③支払金額(保険料), ④受けるサービス(保険給付)} をもとに考えてみましょう。

皆さんが病院を受診するとき保険証を使えば(正確には被保険者証といいます) 窓口の診療負担額は3割で済みますね。その後、病院は7割について医療保険を運営しているところ(保険者ですね)に「お宅の保険に加入している人にこういう治療してこれぐらい費用が掛かりました。3割は請求しましたので残りの7割を支払ってください」と申告することでその額を受け取ることができます。これによって、保険に加入している人は一部の負担で医療サービス(保険給付)を受けられます。

そうすると、自分が治療を受けるときは自分がどの保険に入っているのかをきちんと病院に証明することが必要になりますね。その証明をするものが保険証です(正確には加入している皆さんが持っているものなので、被保険者証といいます)。この被保険者証を持つためにはきちんと保険者(医療保険を運営しているところ)に保険料を払わなければいけません。

このように私たちが治療を受けたときにその負担金が3割などでよいのは、皆さんが出し合ったお金(保険料)があるからなのです。医療保険制度とは、保険者が保険料を徴収して病気やけがあった場合(保険事故といいます)に、医療保険に加入している人(被保険者)に対して保険給付をする仕組みともいうことができますね。



3) 医療保険の種類～保険者と被保険者について～

それでは、医療保険についてもう少し掘り下げてみましょう。医療保険についてはいくつかの種類があるかもしれません。けれども、どの保険に誰が加入しているかを押さえてしまえばさほど難しくはありません。現在、国民はどれかの医療保険に加入していることになっています。これを国民皆保険制度といいます。昭和36（1961）年に国民は全ていずれかの医療保険に加入するものとされました。皆さんも自分がどの保険に加入しているかを考えてみてください。

医療保険は種類がたくさんあります。まず雇われて働いている人（被用者といいます）か、そうでない人かで大きく分かります。そして、もう1つ。平成20（2008）年にスタートした、後期高齢者医療制度です。その中でも保険者や被保険者によって細かく分かれています。それでは、具体的に確認していきましょう。

① 被用者保険

雇われて働いている人（サラリーマンや公務員など）は被用者保険のグループに入ります。さらに、この被用者保険の中で働き方によって分かれています。すなわち、サラリーマンなどは健康保険、公務員共済組合に加入しています。これらについては、被用者として働いている人たちが、病気やけがをしたときに利用できるだけでなくサラリーマンや公務員の家族（被扶養家族）も働いている人の加入している保険に加入していることになり利用することができます。

※健康保険、共済組合についても、医療保険を運営しているところ（保険者）によってさらに細かく分かれています。

ア) サラリーマンが加入している健康保険についていえば、大きな企業や企業グループの場合には、自らが健康保険組合を作って医療保険を運営しているところがあります（全国に大きな企業や企業グループごとに1,500ほどあります。また、船員が加入する**船員保険**があります。船員保険は、平成22（2010）年度の改正により全国健康保険協会が保険者となりました。

イ) これに対して、自分自身の事業所のみでは健康保険組合を作ることのできない中小企業の場合には、その従業員が集まって作っている健康保険（全国健康保険協会管掌保険：協会けんぽ）があります。全国健康保険協会が運営主体となって運営しています。

ウ) また、公務員が加入する共済組合の中でも、国家公務員か地方公務員かによって分かれています。さらにその中でもさまざまな共済組合があります。

- ・国家公務員等共済組合：国家公務員・公共企業体等の職員とその扶養家族が加入
- ・地方公務員共済組合：地方公務員とその扶養家族が加入
- ※なお、私立学校教職員等も共済組合を作っています。
- ・私立学校教職員等共済組合：私立学校の教職員とその扶養家族加入

② 国民健康保険

①のいずれの医療制度に加入していない人は国民健康保険に加入します。これを国民皆保険制度といいます。

※注意！生活保護を受けている人は加入していません。生活保護による制度を利用します。

国民健康保険は、都道府県と市町村が運営している（保険者）の国民健康保険と、同業種で組合を作って運営している国民健康保険組合があります。

※平成27（2015）年の法改正により、都道府県も保険者になりました。

ア) 国民健康保険組合について

農業・自営業者、たとえば、開業医などの同業者が組合を作り、そこが保険者として運営している医療保険を国民健康保険組合といいます。

イ) 国民健康保険

被用者保険や後期高齢者保険、国民健康保険組合に加入している人を除いた地域住民単位で加入する医療保険を、国民健康保険といいます。都道府県及び市町村が運営（保険者）です。

③ 後期高齢者医療保険

以前は、医療保険は大きく被用者保険とそれ以外の国民健康保険に分かれていました。しかし、皆さんもご存じのように、急速な少子高齢化と医療費の増大に備えるため平成20（2008）年より後期高齢者医療制度が作られました。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が全て加入する医療保険です。ご家族で75歳以上の方がいれば被保険者証を見たことがある人もいられるかもしれません。また、75歳未満の方でも、65歳以上74歳以下の方で、一定の障害を持っている人については本人からの申請により、後期高齢者医療制度に加入することができます。都道府県ごとに全ての区市町村が加入する『後期高齢者医療広域連合』が運営主体となります。



以上のように、医療保険にはさまざまな種類があり、国民の全てがいずれかの保険に加入しています(国民皆保険)。皆さんもご自身がどの保険に加入しているか調べてみてください。

4) 保険料について

保険料については、被用者保険と国民健康保険では異なります。サラリーマンの健康保険では、給料から保険料が天引きされています。負担する額は労働者、使用者の折半です。したがって、天引きされている倍の額が医療保険料として支払われています。この支払額は収入に応じて決定します。

国民健康保険については、税金として徴収される方法が多いです。市役所などから書類が届き、支払っている方も多いです。同業者で作る国民健康保険組合の場合では、組合ごとに徴収されています。

5) 保険給付について

保険に加入していることで受けられるサービスが、保険給付です。医療保険であれば、被保険者や被扶養者の病気、けが、出産、死亡の場合に、医師の診療を受けることができますね。この医師の診療が保険給付です。

受診は現物給付といい、お金をもらう場合を現金給付といいます。病院で診察を受けるときは私たち（被保険者）は医療費の3割の一部負担金を支払うだけで、残りの医療費は各種医療保険の保険者が負担します。被保険者にとっては診療という現物の給付を受けるわけです。ですから、医療保険で医者にかかる場合は、必ず保険証を持参して診療を受けることになります。

さて、保険給付の現物給付と現金給付について確認してみましょう。

現物給付には次のような給付があります。

- ・療養の給付 ・家族療養費 ・訪問看護療養費 ・家族訪問看護療養費
- ・本人高額療養費 ・家族高額療養費 ・合算高額療養費 ・入院時食事療養費

現金給付には次のような給付があります。

- ・療養費 ・家族移送費 ・埋葬料 ・家族埋葬料
- ・出産育児一時金 ・家族出産育児一時金 ・出産手当金・傷病手当金

ただし、保険によって給付内容は一部異なります。国民健康保険では、傷病手当金と出産手当金は任意給付とされていますが、これを実施している市区町村は少ないとされています。

6) 医療保険における患者負担について

医療保険に加入している場合は、治療を受けてもその医療費の全額を負担せずに済みます。実際には以下の割合になります。

健康保険、国民健康保険とも医療給付の3割を負担します。なお、義務教育就学前の児童は2割、70歳以上75歳以上は2割（昭和19〈1944〉年4月1日以前の誕生日の方は1割、現役並みの所得がある人は3割負担）。75歳以上は1割です（ただし、現役並みの所得がある人は3割負担です）。

3割といっても場合によっては高額になることもあります。そのときに一部の負担で済む制度があります。それが**高額療養費制度**です。高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が月で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給してもらえる制度です。



(2) 介護保険制度

それでは介護保険について学んでいきましょう。介護保険については皆さんもなじみがあるかもしれませんね。街でも、〇〇デイサービスセンターや〇〇介護センターなどの文字を見たことがある人も多いかもしれません。今は皆さんにとってなじみのあるものは介護保険に関係しています。しかし、この介護保険はそれほど昔からあるものではありません。実は意外と新しく、平成12(2000)年4月にできました。それでは、この制度について確認していきましょう。

きっかけ～なぜできたのか？～

この制度ができたきっかけの1つとしては少子高齢化が第一に挙げられるでしょう。平成12(2000)年当時の資料によれば、「65歳以上の高齢者人口及び高齢化率は、平均寿命の伸長や低い出生率を反映して今後も上昇を続け、平成27(2015)年には高齢者人口は3,188万人、高齢化率は25%を超え、国民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という本格的な高齢社会が到来するものと見込まれている」という状況がありました。

このような状況が高齢者の介護に関する制度を創設するきっかけとなったといえます。ただ、以前も高齢者への介護サービスに関する制度がなかったわけではありません。かつては老人福祉法という法律によって行われていました。しかし、これは現在の介護保険とはずいぶん異なっており「行政の措置」として、すなわち法律に基づく行政処分(法令に基づいて**行政が決定**して行うもの)だったのです。一方では法に基づく平等なサービスといえますが、その反面、行政主導の型にはまった画一的で個別性のないものとなっていました。

しかし、高度経済成長も終わり、少子高齢化社会となっていく中でそういったサービスではうまくいかなくなってきました。財政的な状況から、税金だけで介護サービスを行うことが難しくなってきたという事情もあります。

そこで、介護サービスを社会全体で考えることが必要だと議論されるようになってきました。それに伴い、自分の受ける介護サービスを自分が選択して受け取ることが大切だという考えが強くなってきました（介護サービスの「措置」から「契約」への変化です。なお、このことから成年後見制度は大事な制度であるため、この点については後述します）。

このように介護保険とは、介護の問題を社会的な制度として、すなわち、社会全体で考えるべきものとしてとられた制度であり、保険料を負担した人が自分に合ったサービスを選べることの面を重視した制度です。

※医療保険を勉強するときにも述べましたが、介護保険も保険の1つのため保険についての知識を頭に入れて考えると楽になります。介護保険について考えるときにも、①運営しているところ（保険者）は誰なの？②保険に加入している人（被保険者）は誰なの？③保険料について？④保険で受けるサービス（保険給付）はどのようなものがあるの？に注意して勉強するとわかりやすく覚えやすいです。

1) 介護保険制度について

介護保険制度の具体的な内容は、以下のとおりです。

① 介護保険の保険者について

介護保険料を徴収し介護保険を運営する主体は**市区町村**（区は東京都23特別区）です。

② 介護保険に加入している人（被保険者）について

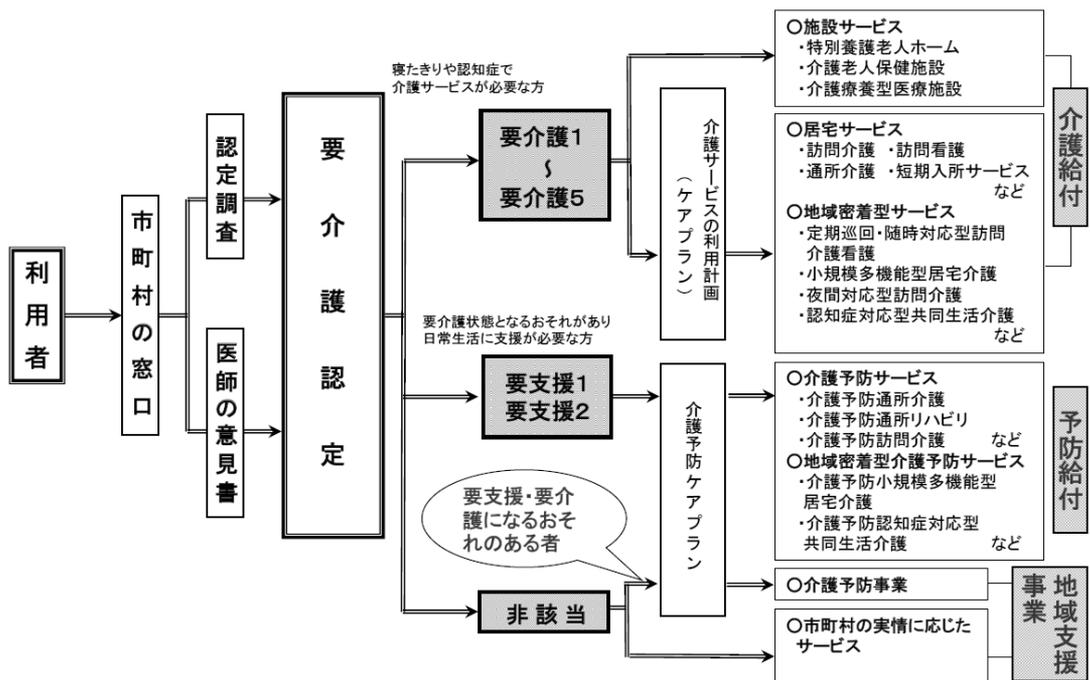
介護保険の加入者（被保険者）は**40歳以上**の人です。したがって、**40歳**になったら介護保険に加入することになります（強制加入です）。この被保険者については、年齢によってさらに**第1号被保険者**と**第2号被保険者**の2つに分かれています。

第1号被保険者は市区町村の区域内に住所のある**65歳以上**の人です。**第2号被保険者**は市区町村の区域内に住所を有する**40歳以上65歳未満**で**医療保険に加入**している人です。これらの違いは保険料の支払や介護サービスにおいて違いがあります。順に確認していきましょう。

③ 保険料について

介護保険によるサービスを受けるには保険料を支払う必要がありますが、被保険者によって違いがあります。第1号被保険者の保険料は各市区町村の条例によって定められます。支払方法は、年金を受給している人はその年金受給額から支払うことになっています（もらった年金から差し引かれます。いわゆる天引きですね。なお、負担が大きくなるように所得の高低によって支払額は異なっています（年金支給額が少ない方は個別に市区町村に支払う場合もあります。また減額や免除の制度もあります）。これに対して、第2号被保険者は加入している医療保険からの医療保険の保険料と介護保険の保険料が併せて徴収されます。

介護サービスの利用の手続き



介護サービス給付までの流れ：厚生労働省 HP より